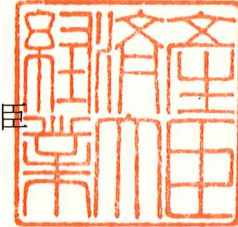


経済産業省

20180823 中第 1 号
平成 30 年 9 月 4 日

貴団体代表者 殿

経済産業大臣



平成 30 年度「自殺予防週間」における取組の要請

平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺予防週間を 9 月 10 日から 9 月 16 日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、平成 30 年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺予防週間」を迎えるに当たって、以下の点について、会員企業への周知の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

- 本年度の「自殺対策強化月間」（別添 1）
- 各種相談窓口（自殺対策関係の相談窓口及び主要商工会議所や各商工会連合会、当省で取り組んでいる中小企業者の経営上の相談窓口）（別添 2）